

# 令和7年度長崎港強震計装置等点検

## 仕様書

令和7年10月  
九州地方整備局  
長崎港湾・空港整備事務所

1. 業務概要

本件は、長崎港湾・空港事務所構内に設置している強震計装置等の点検を行うものである。

2. 履行場所

長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目76-72

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 業務内容

| 業務名称             | 規格・形状寸法               | 単位 | 数量 | 摘要          |
|------------------|-----------------------|----|----|-------------|
| 点検<br>強震計点検      | (株)東京測振 CV-375AR      | 式  | 1  | システム含む全般の点検 |
| 収録装置バッテリー、UPS 交換 | 収録装置バッテリー (NP-FV70A)  | 個  | 1  |             |
|                  | 強震計用 UPS (BYB80S)     | 個  | 1  |             |
|                  | PC 用 UPS (APCRBC122J) | 個  | 1  |             |
| 報告書作成            |                       | 式  | 1  |             |

5. 支給材料および貸与物件

なし

6. 業務仕様

6-1 点検

(1) 収録装置バッテリー、UPSの交換を行ったうえで、強震計装置等の適切な維持管理、保全上必要不可欠な保守点検を行い、修理等が必要な内容について確認された場合は、当局職員に速やかに報告するものとする。

(2) 点検完了後、以下の機能を有することを確認する。

なお、異常が確認された場合は、速やかに当局職員に異常箇所及び内容について報告するものとする。

① 記録装置

システム設定の確認、テスト記録及び微動記録を行い正常に起動され記録でき表示画面に情報が表示されること。

② 通信装置

港湾空港技術研究所（ウェブサイト：港湾地域強震観測システム上）との通信が正常に行えること。

6-2 報告書作成

点検結果に基づき、報告書1部を作成、提出するものとする。

7. 検査

本仕様書のとおり実施され、機器の動作確認を行い、正常に作動したことの確認をもって検査とする。

#### 8. 支払条件

検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みにて支払うものとする。

#### 9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

#### 10. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、当局職員と協議するものとする。
- (2) 履行時の発生材等の処分については、関係法令に基づき、受注者にて適正に行うものとする。
- (3) 業務の履行において知り得た事項は、当局の許可無く公表又は他に流用してはならない。
- (4) 本業務の履行にあたっては、地震観測装置及び既存施設に損傷をあたえないよう十分留意しなければならない。なお、損傷を与えた場合は、受注者の責任において原型復旧を行うものとする。